

■事業計画認定までの流れ

事業計画の発案・企画、連絡調整（事業者等）

- ・ 中小企業者等による発案・企画
- ・ 必要に応じて、有機的な連携や共同申請に向けた連絡調整

計画のブラッシュアップ

相談（事業者 ⇒ 九州経済産業局、中小機構、商工団体等）

※随時受付

- ・ 事業プランの相談
- ・ 事業計画の主旨・体制、事業者・計画の申請要件等を確認

→ 中小機構の受付後は、事業性・市場性等を検討した後、認定に向けた有望な案件は、**中小機構のアドバイザーが事業計画のブラッシュアップを支援**

■プレヒアリング（申請者プレゼン ⇒ 九州経済産業局）

- ・ 申請事業者によるプレゼン

■申請（申請者 ⇒ （申請先）九州経済産業局※）

※申請受付窓口は各県庁（その後、県⇒九経局）

■評価委員会（申請者プレゼン⇒外部有識者）

- ・ 申請事業者によるプレゼン
- ・ 外部有識者の評価委員による事業計画の評価

■認定（九州経済産業局、共管省庁） ➡ 認定書交付・公表

- ・ 認定後、事業者は支援制度等を活用し事業計画を実施

認定スケジュール（参考）

事務局	第1回	第2回	第3回
各機関で対応	～4月	～6月	～10月
中小機構九州本部	5月	7月	11月
九州経済産業局	6月	8月	12月
	7月	9月	1月
	8月	10月	2月

【支援施策等活用】